

2021年度後期における欠席届の取扱いについて

2021年度後期における欠席届について、以下のとおり運用いたしますので、ご案内をさせていただきます。

■授業1週目・2週目（9月20日～10月2日）

対面授業を行う科目も含め、全科目においてメールアドレスや学習支援システム等を通して、教員に直接連絡してください。

■授業3週目以降（10月4日～）

下表の通り運用します。

授業形態	登学する学生	非登学の学生 (非登学が承認された者)
対面授業	通常どおり窓口で欠席届および公認欠席届の手続きを行い、教員へ届を提出してください。 ※遠隔授業の科目については、メールアドレスや学習支援システム等を通して届のPDF、写真等を提出。	メールアドレスや学習支援システム等を通して、教員に直接連絡してください。
遠隔授業 (オンデマンド授業)		
遠隔授業 (リアルタイム授業)		

【新型コロナワクチンを接種した場合について】

新型コロナワクチンの接種後、副反応により授業を欠席する場合、接種当日を含め最大3日間まで授業欠席届の対象とします。また、裏付け書類は接種日のわかる接種済証の写しとします。なお、授業週や登学・非登学の別に応じた手続きの方法は上記に準じます。

※今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、授業形態を遠隔授業のみとする場合は、全科目においてメールアドレスや学習支援システム等を通して、教員に直接連絡してください。

以 上